

新型コロナウイルスへの対策について

★安心、安全な学校生活を目指します。

1 感染予防対策

(1) 日常的な感染予防の徹底

- ① 「密」をできる限り回避（感染リスクの高い学習活動の制限）します。
- ② 児童への指導は次の4点を徹底します。
 - ・教室入室前の丁寧な手洗い ・人の物に触れない習慣付け ・マスクの正しい着用 ・ソーシャルディスタンスの意識
- ③ 校内の定期的な消毒をします。
 - ・共用物（教材、教具等） ・教室等の施設設備（ドアノブ、蛇口、手すり、スイッチ、窓等）
- ④ 検温を徹底し、未然の感染防止に努めます。
 - ・家庭での検温カード ・非接触型体温計による登校時の検温 ・登校後発熱した場合1階和室で休養、待機→保護者のお迎え ・発熱者の経過、状況の確認
- ⑤ 給食時の感染防止に努めます。
 - ・献立、配膳の工夫 ・高学年の個別トレイ使用 ・前向き座席 ・会話の制限

2 心のケア

(1) アンケートの実施

- ・児童の不安に寄り添いながら、「あわてず、あせらず、あきらめず」に指導します。

(2) 教育相談の充実

- ・土屋 SC 勤務日（毎週火曜日）直通電話 080-2010-6133

(3) 偏見、差別をしない心を育てる道徳や学級指導を継続します。

- ・感染防止の中で思いやりの心、人権意識を育成します。

3 授業時間の確保、休業中の学習保障

(1) 夏季休業日の短縮

① 令和2年度に限り、夏季休業日を〔8月1日から8月23日まで〕とします。

- ・今年度に限り、第1学期の期間を「4月1日から7月31日まで」、第2学期の期間を「8月1日から12月25日まで」区の規則の変更がありました。

(2) 7月以降月2回（計14回）の土曜授業・水曜日の6時間授業の実施

- ・10月17日（土）に延期予定だった運動会は中止します。〔振替休日予定の19日（月）は授業日とします。〕

- ・展覧会は12月の個人面談期間に校舎内を利用して行います。

※別紙行事予定参照

(3) 通知表の発行時期の変更

年間2回の発行（10月16日・3月24日を予定）

- ・的確な評価をするための評価期間を確保します。（練馬区一斉）
- ・個人面談（7月…希望制 12月…全員）を実施します。

4 感染者、濃厚接触者が発生した場合の対応

- (1) PCR検査を受けるなど感染の疑いのある児童および教職員を事前に把握した場合は当該者を休ませる。（児童は出席停止）プライバシーを配慮した上、全保護者に通知します。検査結果が陽性であった場合は、当該児童および教職員の学校内での活動状況などに応じて、学校は臨時休業の措置をとります。

- (2) 児童の中に濃厚接触者が発生した場合は、当該児童は感染者と濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止となります。

- (3) 家族が濃厚接触者になった場合などにはすみやかに学校に知らせてください。